国立大学法人旭川医科大学情報セキュリティポリシー

平成１５年3月２０日
学　長　裁　定

１．基本理念と方針

高度情報社会において，大学が学術研究・教育活動を高めようとするためには，情報基盤の整備に加えて，大学の情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。　情報セキュリティの大切さを大学の全構成員（役員，職員，学部学生及び大学院生等をいう。以下同じ。）に十分意識させ，情報資産を確固として守るため，「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 12 年 7 月 18 日情報セキュリティ対策推進会議決定)」を踏まえ，国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」とする。）を定めるものとする。

ポリシーは，本学の情報セキュリティ対策について，基本的な考えを示す情報セキュリティ基本方針と，情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断の基準を示す情報セキュリティ対策基準からなる。

本学の全構成員は，この目的を果たすため，ポリシーの実施に責任を負うとともに，ポリシーを尊重し，遵守しなければならない。

２．用語の定義

このポリシーの用語の定義については，「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成 12 年 7 月 18 日情報セキュリティ対策推進会議決定）に定める定義と同様とする。

３．対象範囲及び対象者

ポリシーの対象範囲は，本学の情報資産に加えて，本学の情報ネットワークに接続（一時的な接続を含む。）された情報機器を含む。

ポリシーの対象者は，全構成員，アカウントの継続利用者，来学者及び外部委託業者（以下,利用者という）とする。

４．情報セキュリティ基本方針

（１）組織・体制

情報セキュリティの責任者（最高情報セキュリティ責任者（CISO））を置くとともに，大学における情報セキュリティ対策を推進するための組織・体制を定め，その責任及び権限を明確にする。

さらに，学外からの種々さまざまな攻撃及び学内からの加害行為に対する遮断等の措置を，どの組織で，どのような手順で，どのような体制で行うかを明確にする。

（２）情報の分類と管理

本学で扱われるすべての電磁的に記録された情報について，情報の重要度による分類，情報の管理方法及び管理責任を定める。

（3）物理的セキュリティ

情報システムの設置場所や電磁的に記録された情報の保管場所について，不正な立入りを阻止する対策，パソコン等の情報機器を保護するための対策を定める。

（4）人的セキュリティ

利用者に対して，ポリシーを周知徹底させるとともに，各人がどのような権限と責任を持っているかを明らかにし，情報セキュリティを確保するための啓発活動や教育が講じられるように必要な対策を定める。

（5）技術セキュリティ

学外または学内からの不正なアクセスによる情報資産の破壊を阻止するため，情報ネットワークのアクセス制御･管理に必要な対策を定める。

（6）評価・見直し

ポリシーは，秒進分歩の情報技術の発展並びにポリシーの遵守度により，定期的に見直して改訂を行い，セキュリティレベルを絶えず上げるための必要な措置を定める。

（7） 報告・公表

評価・見直しの結果は全構成員に報告し公表する。

（8）教育・研修

ポリシーの周知，情報セキュリティの最新情報や技術の習得等のため，全構成員に対し，必要に応じて教育・研修を行うよう努める。

5．情報セキュリティ対策基準及び遵守事項

（1）対策基準

1）アクセス制限

情報の内容に応じて，情報にアクセス可能な利用者を定める。

2）不正アクセスへの対応

外部または内部からの不正アクセスを検出した場合，関連する通信の遮断または該当する情報機器の切り離しを実施する手順を定める。

3）情報の分類

それぞれの情報について，公開・非公開を定める。

4）端末機器

ネットワークに接続される機器のセキュリティ対策の技術ガイドラインを定める。

（2）遵守事項

1）端末機器等の持ち出し禁止

全構成員は,許可無く情報端末機器を執務室,研究室及び教室外に持ち出してはならない。

2）パスワード管理

①如何なる場合も，自分のパスワードを他人に教えてはならない。

②如何なる場合も，他の利用者のパスワードを聞き出してはならない。

③如何なる場合も，システムの管理権限を有する者や他の利用者になりすました第三者からのパスワードの聞き取りに応じてはならない。

④パスワードは，十分なセキュリティを維持できるよう，設定及び変更に配慮しなければならない。

⑤他の利用者のアカウントを使用してはならない。

⑥１人の利用者に複数のアカウントを発行してはならない。

⑦合理的な理由がない限り，１つのアカウントを複数の職員で共有してはならない。

3）事故・障害の報告

利用者は，情報セキュリティに関する事故，情報システムの不審な動作，公開情報の改ざん，システム上の障害及び誤動作を発見した場合には，直ちに上位の責任者に報告しなければならない。

4）利用者は，情報セキュリティの責任者から要請されるセキュリティ保持のための対策に応じなければならない。

5）研究上などの合理的な理由によってアカウントを継続して利用する場合は，年度ごと部局管理者から申請を行う。アカウントを利用する者は，構成員と同様にポリシーを遵守する。

6）上記4）の対策を行わない利用者，一定期間利用が無い利用者のアカウントは取り消される。

附 則

このポリシーは，平成１５年3月２０日から施行する。

附 則

このポリシーは，平成２２年9月１５日から施行する。

附 則

このポリシーは，平成２４年4月１０日から施行する。

附　則

このポリシーは，令和元年8月２６日から施行する。

旭川医科大学における情報セキュリティ管理体制